長崎県警察本部庁舎食堂
出 店 者 公 募 要 項

令和８年11月

長崎県警察本部警務部装備施設課

目次

第１ 公募の内容
　１ 公募目的 ・・・・・・・・・・・・ １
　２ 指定する用途 ・・・・・・・・・・・・ １
　３ 出店する場所 ・・・・・・・・・・・・ １
　４ 出店にあたっての基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・ １
　５ 出店に関する内容 ・・・・・・・・・・・・ ２
　６ 使用の制限等 ・・・・・・・・・・・・ ３
第２ 出店に関する主な条件
　１ 出店方法及び根拠 ・・・・・・・・・・・・ ５
　２ 使用許可物件 ・・・・・・・・・・・・ ５
　３ 使用許可期間 ・・・・・・・・・・・・ ５
　４ 行政財産使用料 ・・・・・・・・・・・・ ５
　５ その他の経費 ・・・・・・・・・・・・ ５
　６ 使用許可の取り消し ・・・・・・・・・・・・ ６
　７ 原状回復 ・・・・・・・・・・・・ ６
　８ 損害賠償 ・・・・・・・・・・・・ ６
　９ 使用許可の取り消しによる損失の扱い ・・・・・・・・・・・・ ７
　10 定期報告等 ・・・・・・・・・・・・ ７
　11 その他 ・・・・・・・・・・・・ ７
第３ 応募の手続等
　１ スケジュール ・・・・・・・・・・・・ ７
　２ 応募者の資格 ・・・・・・・・・・・・ ８
　３ 公募要項の配布期間及び場所 ・・・・・・・・・・・・ ９
　４ 公募内容に関する質問の受付 ・・・・・・・・・・・・ ９
　５ 応募申込書等の提出 ・・・・・・・・・・・・ 10
　６ 応募申込書等の要件並びに取扱い ・・・・・・・・・・・・ 10
第４ 審査及び選定について
　１ 選定委員会の設置 ・・・・・・・・・・・・ 11
　２ 審査及び選定の方法 ・・・・・・・・・・・・ 11
　３ 選定結果の通知 ・・・・・・・・・・・・ 12
　４ 選定結果の公表 ・・・・・・・・・・・・ 12
　５ 出店決定後の諸手続 ・・・・・・・・・・・・ 12
第５ 応募にあたっての留意事項等
　１ 業務提携について ・・・・・・・・・・・・ 12
　２ 選定の対象からの除外 ・・・・・・・・・・・・ 13
　３ 応募の辞退 ・・・・・・・・・・・・ 13
　４ 応募に関する費用負担 ・・・・・・・・・・・・ 13

別表１　応募申込にあたって提出を要する書類
別表２　応募申込に必要な書類
（フランチャイズ運営会社と第三者の連名で応募する際に、第三者が提出する書類）
（応募者が運営主体となり第三者との業務提携等を活用して運営を行う場合に第三者が提出する書類）
別表３　企画提案項目及び審査に係る評価の視点
別表４　評価の方法

様式第１号　応募申込書
様式第２号　誓約書
様式第３号　業務概要書
様式第４号　質問書
様式第５号　企画提案書
様式第６号　応募申込事項変更届出書
様式第７号　応募申込辞退届出書

別紙１　長崎県警察本部庁舎位置図
別紙２　出店場所図
別紙３　厨房設備リスト
別紙４　物品搬入等経路図

長崎県警察本部庁舎食堂出店者公募要項

第１　公募の内容

１　公募目的

長崎県（以下「県」といいます。）では、警察職員の福利厚生及び来庁者の利便性を図りつつ県有財産を有効に活用するため、長崎県警察本部庁舎内に食堂を設置しています。現在の出店者の使用許可期限が令和９年３月末までとなっており、令和９年４月から新たに県が提示する諸条件の下、出店について自ら企画立案するとともに、店舗経営に豊富な経験や実行力等を有する出店者を公募します。

２　指定する用途

長崎県警察本部庁舎における「食堂」の設置及び運営に関する一切の業務

３　出店する場所

(1) 名称　長崎県警察本部庁舎

(2) 所在　長崎県長崎市尾上町３番３号：別紙１「長崎県警察本部庁舎位置図」参照

(3) 時期　令和９年４月１日～

（営業開始時期：開店準備が整い次第すみやかに）

※開店準備が整うまでは、食堂内での弁当類の販売は可能とします。

(4) 面積　厨房部分　約81㎡（使用許可部分）

(5) 客席数　約80席

(6) 出店場所　３階：別紙２「出店場所図」参照

４　出店にあたっての基本的な考え方

企画立案にあたっては、次のような点を重視してください。

(1) 店舗内容及び良質なサービス向上への取組

ア　食堂の概要、コンセプト、どのような店舗を目指すのか

イ　営業時間及びその理由と利用者を増やすための工夫

ウ　利用者からの要望、苦情等への対応

エ　長崎県警察本部庁舎の食堂を運営するにあたり、アピールできる特徴、優位性、強み等

(2) メニューの内容、価格帯

ア　提供するメニューの内容及びその価格帯

イ　提供するメニューは健康に配慮し、良質で栄養バランスを考慮したものであるか

(3) 安定的な店舗運営の確保

ア　長崎県警察本部庁舎食堂の運営にかかる収支計画

イ　これまでの飲食店等の運営実績、経験、ノウハウ

ウ　食堂運営の組織体制及び責任者、従業員の配置計画、勤務体制（時間帯別の配置人員等）

エ　法人の経営状況

オ　防犯・防災等の安全管理について、事故防止の体制及び事故への対応策

カ　食品衛生管理について、事故防止の体制及び事故への対応策

キ　利用者からの要望・クレーム等への対応

(4) 県内産食材の活用及び長崎県の食の魅力を感じる取組

長崎県内産食材の活用や、長崎県の多彩な食の魅力を感じることができる具体的な取組

(5) 食品衛生への取組及び環境への配慮

ア　食品の衛生確保、従業員への衛生教育

イ　廃棄物の適正処理及び環境配慮の取組について

5　出店に関する内容

(1) 営業日及び営業時間

ア　営業日は、下記ウに掲げる平日のみとします。平日以外の営業はできません。

イ　営業時間は、平日の午前11時から午後３時までの営業を必須とし、必須営業時間を越える営業は、本公募要項に基づく審査を経て出店が決定した者（以下、「出店者」といいます。）の企画提案書（様式第５号）による提案に基づき、県と協議のうえ決定することとします。

ウ　平日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から１月３日）を除く日です。

(2) 営業時間等に関する留意事項

ア　平日以外の日及び平日の執務時間（午前９時00分から午後５時45分）以外は、３階の出入口が閉鎖されるため、１階からしか出入りができません。

イ　３年に１回程度、平日を除く日に、電気設備点検のため終日停電する日があります。

ウ　出店後に営業時間の見直しを行うことも可能としますが、県が承認する場合に限り変更できることとします。

(3) メニュー・価格等

ア　提供メニュー及び価格については、出店者の提案により定めるものとしますが、職員及び来庁者が利用しやすいメニュー構成及び価格としてください。

イ　長崎県産食材の利用に努めてください。

ウ　食による健康増進を推進するメニューの提供に努めてください。

エ　食堂前での弁当類の販売は可能とします。

(4) 厨房機器、調理道具、食器類について

ア　別紙３に掲げる厨房機器は、県が無償で出店者に貸与します。

イ　貸与した厨房機器の修繕は県が行います。

ウ　厨房で使用する鍋類、包丁類等の調理道具は出店者が用意するものとします。

エ　食事を提供する際の食器類、コップ類、箸、スプーン、フォーク等については、出店者が用意するものとします。また、これらについては、使い捨てのものは不可とします。

オ　厨房の改修や厨房機器の新設（簡易な改修、新設に限る）を行いたい場合は、出

店者自らの費用負担において行うものとし、その際は設計や内容等について事前に県と協議を行い、承認を得た後に着手することとします。（設計や内容によっては県が承認しない場合もあります。）終了後に県が確認を行い、この確認をもって完了とみなします。

(5) 食堂ホールについて

ア　客席のある食堂ホールは、食事時間に影響のない範囲で食堂利用者以外も利用可能な共用スペースとしているため、使用許可の対象外とします。

イ　食堂ホールのテーブル、椅子等の備品は県が用意します。

ウ　上記イの備品について、出店者の故意又は明らかな過失により修繕の必要が生じた場合、その修繕にかかる費用は出店者の負担とします。

エ　食堂ホールには、県が給茶機を１台設置しています。給茶機にかかる水道代は県負担とします。コップ類（使い捨てのものは不可）の準備（使用後の洗浄を含む）及び給茶機の清掃、衛生管理は出店者が行うものとします。また、茶葉（茶葉使用後の廃棄処理含む）は出店者負担とします。

(6) その他

ア　庁舎内には、３階に売店、各階に自動販売機があり、商品内容が競合する場合があります。

イ　長崎県警察本部庁舎の勤務者数は約850人です。

ウ　長崎県警察本部職員の勤務時間は、原則午前９時から午後５時45分（休憩時間は正午から午後１時まで）です。

6　使用の制限等

(1) 店舗の制限

ア　出店者は使用許可物件及び貸与物件を食堂の営業以外の用途に供することはできません。

イ　出店者は、使用物件及び貸与物件を善良な管理者の注意をもって、維持保全しなければなりません。

ウ　上記イの規定による維持保全のため通常必要とする修繕費その他の経費（電球等の交換を含む。）は、出店者の負担とします。

エ　出店者は使用許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等（以下「名義貸し等」という。）をすることはできません。

　ただし、出店者が本公募要項に掲げる手続を経た場合に限り、出店者がフランチャイズ運営会社となり、自らの責任において第三者（フランチャイズ加盟者又はフランチャイズ加盟予定者）に運営を任せることができることとします。この場合の手続については、本公募要項第３の５「応募申込書等の提出」の(1)「提出書類及び提出部数」のただし書きによります。

オ　使用許可を受けた部分について修繕その他の行為をしようとするとき、又は企画提案書により提案した事項に変更を加えようとするときは、事前に書面により県の承認を受ける必要があります。この場合の修繕等は出店者自らが行うこととし、そ

の費用も出店者の負担とします。

カ　現出店者が導入した設備等を新出店者が引き継ぐ場合は、現出店者は、当該設備等を原状回復の対象から除外することについて県と協議のうえ、承認を受ける必要があります。また、新出店者は、自身の退去時に引き継いだ設備等を確実に撤去し、原状回復を行ったうえで使用物件を返還してください。

(2) 食材の仕入れ・管理及び搬入・廃棄物の搬出等

ア　食材の仕入れについては、安全性等信頼できる業者から仕入れるとともに、販売商品の瑕疵については、出店者が全て責任を負うこととします。

イ　食材の搬入及び廃棄物の搬出は、来店者用の出入口又は１階駐車場から行うこととします。

ウ　商品の搬入及び廃棄物の搬出等に必要なトラック等は、１階玄関前のスペース又は１階駐車場に停車することとします。（別紙４物品搬入等経路図参照）

搬入・搬出時の立会いについては必ず出店者が行うこととします。

エ　厨房等使用許可を受けた部分で発生する廃棄物及び出店者が販売した商品から発生する廃棄物の処理は、出店者が行うものとし、その費用も出店者の負担とします。

(3) 防犯対策について

出店者は、使用許可を受けた部分の防犯対策を自ら行うこととします。

(4) 事故等の未然防止と発生時の対応について

出店者は、事故（食中毒等）や販売上のトラブル等の未然防止に万全を期すとともに、万が一事故等が発生した場合や利用者からの苦情があった場合は、出店者が責任をもって処理するとともに、県に対してその内容を迅速に報告してください。

(5) 清掃等

ア　使用許可を受ける厨房（グリストラップ、ダクト等を含む）及びその他諸室内の清掃や害虫駆除及び衛生管理は出店者の負担で実施するものとします。なお、実施にあたっての外部委託は可能とします。

イ　食堂ホールの定期清掃及び日常清掃（毎日１回）は県が行うものとします。ただし、食堂営業時間中のテーブルや床等の清掃については、出店者も適宜実施してください。

(6)　その他

ア　使用許可物件内は禁煙とします。

イ　店舗の設置・運営にあたっては、関係法令及び県の関係諸規程等に定める事項を遵守しなければなりません。

第２　出店に関する主な条件

１　出店方法及び根拠

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第７項の規定に基づく行政財産の使用許可により出店するものとします。

２　使用許可物件

本公募要項第１の３の「出店する場所」のとおり。

３　使用許可期間

（1）使用許可期間は、令和９年４月１日から令和10年３月31日までです。ただし、出店者の行政財産使用状況等を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げないと県が判断した場合は、当初の使用許可から５年を限度として、使用許可を更新することとします。

（2）使用許可の更新を受けようとするときは、許可期間満了２か月前までに書面をもって知事に申請しなければなりません。

（3）出店者又は県が使用許可の更新を希望しない場合は、期間満了の６か月前までに書面により相手方に申し出るものとします。

（4）店舗の設置、撤去等に要する期間は、使用許可期間に含みます。

４　行政財産使用料

（1）行政財産使用料は、長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例(昭和39年長崎県条例第29号)第８条第２項の規定に従い、前年の売上総収入額に営業料率（2.30%）を乗じて得た額に消費税率及び地方消費税率を乗じて得た額を加算した額とします。

《売上総収入額ごとの行政財産使用料（概算)》

	売上総収入額	行政財産使用料
①	～10,000千円未満	～260千円未満
②	10,000千円～30,000千円未満	260千円～760千円未満
③	30,000千円～50,000千円未満	760千円～1,265千円未満
④	50,000千円～	1,265千円～

・令和９年度の行政財産使用料は、上記の表②の範囲内で設定します。

・令和10年度以降の行政財産使用料は前年の１月から12月までの売上総収入額に基づき算定します。(使用期間が１年に満たない場合は、当該期間の売上総収入額に基づき12か月分に換算し算定します。)

（2）使用料は、年度ごとに県が発行する納入通知書により、県が指定する期日までに全額前納していただきます。

５　その他の経費

（1）次の経費は出店者の負担とします。

ア　厨房等使用許可を受けた部分の電気使用料、ガス使用料、上下水道使用料、ゴミ及び廃棄物処理費用、清掃及び衛生管理に要する費用

イ　食堂ホールに食券機やサインを設置した場合の電気使用料

ウ　厨房で使用する鍋類、包丁等類の調理道具

エ　食事を提供する際の食器類、コップ類、箸、スプーン、フォーク等

オ　食堂ホールに設置する給茶機でお茶を提供する場合の茶葉（茶葉の廃棄含む）

カ　食堂ホールの設備、備品等を出店者の故意又は明らかな過失により故障又は損傷させた場合の修繕費用

（2）電気使用料、ガス使用料、上下水道使用料及び熱源使用料については、厨房部分に

設置する計量器（子メーター）の値により県が算定した額（基本料金含む）を、県が発行する納入通知書により、県が指定する期日までに納入していただきます。

(3) 厨房部分には専用の給排気設備があり、当該設備にかかる電気使用量も出店者負担となります。

6　使用許可の取り消し

県は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができるものとします。

(1) 出店者が本公募要項第１の６の「使用の制限等」に違反したとき

(2) 出店者が本公募要項第３の２の「応募の資格」を失ったとき

(3) 出店者が企画提案書の内容と異なった店舗・サービス内容で出店しようとしたとき、又は出店後に企画提案書の内容と著しく異なった運営を行ったとき

(4) 公用又は公共用に供するため必要を生じたとき、使用料を滞納したとき、使用許可条件に違反したとき、その他知事が必要と認めるとき

7　原状回復

(1) 使用許可が取り消されたとき又は使用許可期間が満了したときは、出店者は、自己の負担で、県が指定する期日までに、使用許可物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、県が特に承認したときは、この限りではありません。

(2) 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、県は出店者の負担においてこれを行うこととします。

8　損害賠償

(1) 出店者は、その責めに帰する理由により、使用許可物件の全部若しくは一部を滅失し、又は損傷したときは、損害賠償として当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を県に支払わなければなりません。ただし、出店者において使用許可物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

(2) 上記(1)に掲げる場合のほか、出店者が本公募要項に定める条件を履行しないために県に損害を与えた場合は、損害賠償としてその損害額に相当する金額を支払わなければなりません。

(3) 上記(1)及び(2)に掲げる場合のほか、出店者は、使用許可物件の使用又は工事にあたり、県又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任においてその損害を賠償しなければなりません。

9　使用許可の取り消しによる損失の扱い

(1) 本公募要項第２の６の「使用許可の取り消し」の規定により使用許可を取り消した場合において、その取り消しにより出店者に損失が生じても、県はその損失を補償しません。また、出店者は県に対し一切の補償請求をできないこととします。

(2) 使用許可が取り消された場合において、出店者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求を

できないこととします。

10　定期報告等

出店者は、毎年度終了後、すみやかに利用者数や収支の実績を含め、企画提案内容に沿った取組実施等を記載した事業報告書（任意様式）を作成し、県に提出するものとします。

また、県は使用許可物件について随時に調査を実施し、又は必要な報告を求め、その使用に関し指示することができるものとします。

なお、使用料の算出根拠となる売上収入実績（月額）について、県が報告を求めた場合、出店者は速やかに提出することとします。

11　その他

(1) 出店者は、建築、電気、機械及び防災等の各設備を常に良好で適正な状態に保たなければなりません。

(2) 使用許可条件については、本要項に定めるもののほか、関係法令及び県の関係条例又は規則等に定めるところによります。

(3) 食堂ホールを含む庁舎内は禁煙です。

(4) 庁舎の設備点検のため、営業時間内外を問わず厨房及び食堂ホールに警察職員又は県の委託業者が立入ることがあります。

(5) 食堂従業員用の駐車場・駐輪場はありません。

第３　応募の手続等

１　スケジュール

項　　目	期間又は期日
①　公募要項の配布	令和８年11月16日～令和８年12月21日
②　質問の受付	令和８年11月16日～令和８年11月30日
③　質問に対する回答	令和８年12月４日
④　上記③の回答に対する質問受付	令和８年12月４日～令和８年12月９日
⑤　上記④の質問に対する回答	令和８年12月14日
⑥　応募申込書等の受付	令和８年12月14日～令和９年１月８日
⑦　プレゼンテーション実施通知	令和９年１月中旬
⑧　プレゼンテーション及びヒアリング	令和９年１月下旬
⑨　食堂出店者決定	令和９年１月下旬
⑩　食堂開店	令和９年４月予定

２　応募者の資格

応募者及び共同応募者は、次の(1)から(14)の全ての要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 長崎県警察本部庁舎内に設置する店舗の基本的な考え方及び使用許可の趣旨を理解

し、出店に意欲のある者であること。

(2) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有する者であること。

(3) 長崎県内に本店、支店、営業所又はその他事業所を有している事業者で、食堂の企画・運営のノウハウを持ち、かつ長崎県内でレストラン等の飲食店や社員食堂等の運営実績を３年以上有する法人であること。

なお、当該法人がフランチャイザーとなり、第三者（フランチャイジー）に運営を任せようとする場合の第三者は法人のみ可。

また、応募者が第三者との業務提携を活用して運営を行うことも可能とします。ただし、名義貸し等の制限に該当しないこと及び応募者が運営の主体となり、運営に係る責任を負うことが必要です。

(4) 食堂の運営にあたり、資格又は免許を必要とするものについては、当該資格又は免許を有する者を従事させることができる者であること。

(5) 法人の代表者が成年被後見人、被保佐人でないこと又は破産者でないこと。

(6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第１項若しくは第19条第１項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(7) 長崎県税に係る滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納がない者であること。

(8) 令和５年度から応募申込書提出の日までにおいて、食品衛生法に基づく許可の取り消し、営業の禁止命令、停止命令又は改善命令の行政処分を受けていないこと。

(9) 法人の代表者及び役員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第77号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員等ではないこと。また、暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(10) 「長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和５年２月17日付け崎組（暴排）第７号）別表１」に掲げる排除措置を受けていないこと。

(11) 「長崎県建設工事暴力団対策要綱」に基づく指名除外を受けていないこと。

(12) 法人の代表者及びその役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。

(13) 公共の安全及び福祉を脅かす団体又は団体に属する者でないこと。

(14) 長崎県が行う競争入札に関する指名停止又は入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

３　公募要項の配布期間及び場所

(1) 配布期間

令和８年11月16日(月)から令和８年12月21日（月）まで（平日以外の日を除く。）の間、配布します。

なお、下記(2)に掲げる場所での配布は各日とも午前９時から午後４時までの間（正

午から午後１時までの間を除きます。）とします。

(2) 配布場所

〒850-8548 長崎市尾上町３番３号

長崎県警察本部警務部装備施設課

ＴＥＬ：095-820-0110 ＦＡＸ：095-826-3488

(3) その他

公募要項については、配布期間中に長崎県警察のホームページからもダウンロードできます。

アドレス　https://www.police.pref.nagasaki.jp/

４　公募内容に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和８年11月16日(月)から令和８年11月30日(月）の午後４時までの間

(2) 質問方法

「質問書」(様式第４号）を下記宛てに提出してください（ＦＡＸ可)。

なお、郵送又はＦＡＸで提出した場合は、確認のため、提出先へお電話ください。

(3) 提出先

第３の３の(2)に同じ。

(4) 回答方法

受け付けた質問及び回答をとりまとめのうえ、令和８年12月４日(金）に長崎県警察のホームページで公表します。

(5) 再質問

上記(4)で回答した内容について質問がある場合は、令和８年12月４日（金）から令和８年12月９日（水）の午後４時までの間、上記(2)「質問方法」及び(3)「提出先」の方法により再質問を受け付けます（上記(4)の回答内容に関する質問に限る。)。

受け付けた再質問への回答は令和８年12月14日(月)に長崎県警察のホームページで公表します。

(6) その他

ア　質問は上記(2)の「質問書」のみで受け付けます。口頭での質問はできません。

イ　本公募要項及び手続等について、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

５　応募申込書等の提出

応募の申し込み及び企画提案にあたっては､次のとおり提出書類を提出してください。

(1) 提出書類（以下「応募申込書等」といいます。）及び提出部数

別表１のとおり。

ただし、本公募要項第１の６「使用の制限等」の(1)「店舗の制限」のエのただし書に規定する「出店者が本公募要項に掲げる手続きを経た場合に限り」として認められる手続きについては、フランチャイズ運営会社と第三者との連名（共同応募者）により応募申込みを行うとともに、当該第三者は、別表２に掲げる書類を提出してくだ

さい。

なお、出店者が運営主体となり、第三者との業務提携等を活用して運営を行う場合は、第三者（提携先）との連名（共同応募者）による応募とし、別表２に掲げる書類を提出してください。

(2) 提出期間及び提出方法

令和８年12月14日(月)から令和９年１月８日(金)まで（平日以外の日を除く）の間に持参又は郵送(書留郵便に限ります)により提出してください。

なお、持参の場合の受付時間は、各日とも午前９時から午後４時までの間（正午から午後１時までの間を除きます。）とします。

郵送による場合は、令和９年１月８日（金）の午後４時必着とします。

(3) 提出場所（あて先）

本公募要項第３の３の（2）の「配布場所」(長崎県警察本部警務部装備施設課)に同じ。

(4) その他

ア　上記に掲げる書類のほか、県が必要とする書類の提出を求めることがあります。

イ　提出内容の変更は、上記(2)の提出期間内に限り可能とします。変更が生じた場合は、速やかに「応募申込事項変更届出書」(様式第６号)により届け出のうえ、変更後の書類を提出してください。

6　応募申込書等の要件並びに取扱い

(1) 応募申込書等の要件

応募申込書等は、次に掲げる要件のいずれも満たしていることが必要です。

ア　本公募要項に定める提出期間、提出方法及び提出先に適合していること。

イ　記載事項に不備がないこと。

(ｱ)　指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していること。

(ｲ)　記載すべき事項が全て記載されていること。

(ｳ)　虚偽の内容が記載されていないこと。

(2) 応募申込書等の取扱い

ア　応募申込書等に記載された個人情報は、出店者に関する審査、選定及び決定その他出店手続を実施する目的以外に応募者に無断で使用することはありません。

イ　県は、「長崎県警察本部庁舎食堂・売店出店者選定委員会」(以下「選定委員会」といいます。）に対し、その所掌事務を遂行するために必要な範囲内で、企画提案書を提供します。

ウ　提出された応募申込書等は、理由の如何を問わず返却しません。

エ　県が提示する公募要項等の著作権は県に帰属し、応募者が提出した応募申込書等の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

オ　県は、出店手続に係る事務の遂行上必要な範囲において、応募申込書等の複製を作成することができるものとします。

カ　応募申込書等の内容に含まれている特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持

管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。

第４　審査及び選定について

１　選定委員会の設置

出店者の選定を行うため選定委員会を設置します。

なお、選定委員会は非公開とします。

２　審査及び選定の方法

審査及び選定は、次の方法により実施します。

(1) 応募資格等審査

応募書類を受理した全ての者を対象として、本公募要項第３の２「応募者の資格」及び第３の６の(1)「応募申込書等の要件」（以下、「応募の要件」といいます。）に適合しているかについて、長崎県警察本部警務部装備施設課において事前審査を行い、その結果を選定委員会に報告します。

選定委員会は、報告された事前審査の結果に基づき審査し、応募の要件に適合しないと判断された応募者は失格となります。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア　選定委員会は、上記(1)の資格審査の結果、応募の要件に適合すると判断した応募者を対象としてプレゼンテーション及びヒアリングを行います。ただし、応募者が多数の場合は、書類審査で一定数に選定したうえでプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

イ　プレゼンテーションでは、企画提案書(様式第５号)の提案内容を20分以内で説明していただき、その後、主として企画提案書の内容についてヒアリングを行います。

ウ　プレゼンテーション及びヒアリングは、令和９年１月下旬の実施を予定しており、応募の要件に適合すると判断した応募者に対し、令和９年１月中旬ごろに日程、会場等の通知をします。

エ　上記(1)の資格審査の結果、失格となった者及び応募者多数の場合で書類審査により選定されなかった者は、プレゼンテーション及びヒアリングに参加できません。これらに該当する者には、令和９年１月中旬ごろその旨通知します。

オ　プレゼンテーション及びヒアリング審査を欠席した場合は、応募を辞退したものとみなします。

(3) 提案内容審査及び出店候補者の選定

ア　選定委員会の各委員は、提出された応募申込書等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、別表３「企画提案項目及び審査に係る評価の視点」に基づき総合的に審査し、別表４「評価の方法」により得点化（100点満点）します。

イ　県において各委員の合計得点を集計し、総得点が最も高い者を出店者として選定します。

ウ　最高得点者が複数となった場合は、選定委員会において協議のうえ、出店者を選定します。

３　選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション及びヒアリング参加者に対して令和９年１月下旬ごろに文書にて通知します。

４　選定結果の公表

選定結果の通知後、以下の(1)～(3)について長崎県警察ホームページにおいて公表します。

(1) 選定された者の氏名

(2) 応募者（選定された者のみ実名を公表し、落選者については名前を伏せて公表する）

(3) 選定結果（審査基準及び項目別採点結果）

５　出店決定後の諸手続

出店者決定後、県と出店者との間で行政財産使用許可の手続を行います。手続の方法については、出店者あて別途通知します。

第５　応募にあたっての留意事項等

１　業務提携について

応募者が業務提携を活用して運営を行うことも可能とします。ただし、名義貸し等の制限に該当しないこと及び応募者が運営の主体となり、運営に係る責任を負うことが必要です。

２　選定の対象からの除外

応募者が次のいずれかに該当するときは、その者を審査対象から外し、若しくは出店者の決定を取り消す場合があります。

(1) 選定委員会の委員若しくは選定手続業務に従事する県職員又はその関係者に対し、本公募について不正に接触する行為その他公正な選定を妨げる行為の事実が判明した場合

(2) 本公募について不正な利益を得るために連合した場合

(3) 応募申込書等に虚偽の記載が確認された場合

(4) 複数の事業計画又は収支計画を提出した場合

(5) その他選定の手続において不正な行為があったと県が認めた場合

(6) 応募者の資格を満たしていないことが判明した場合

(7) 応募者による食堂運営業務の遂行が困難であると判断される事実が判明した場合

(8) 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が出店者としてふさわしくないと県が判断したとき

３　応募の辞退

応募申込書等を提出した後に辞退する場合は、直ちに「応募申込辞退届出書」（様式

第７号)を本公募要項第３の３の(2)「配布場所」(長崎県警察本部警務部装備施設課)に提出してください。

４　応募に関する費用負担

本公募に係る手続に関し応募者が要する費用は、応募者の負担とします。